

け ん り

# 子どもの権利についての計画

市役所の担当者

けんたくん

さちこさん



りえさん

たろうくん

への

ほしゅう

## ご意見募集

意見の募集期間

平成22年12月17日（金）から平成23年1月26日（水）まで

意見を送ってください。

札幌市では、平成21年4月に、子どもが幸せにすずすことができるまちを目指して、子どもの権利を大切にしていけるための札幌市のきまり「子どもの権利条例（正式名：子どもの最善の利益を実現するための権利条例）」をつくりました。

現在、このきまりにもとづいたまちづくりを進めるための計画をつくっています。

このパンフレットは、札幌市が今考えている内容について、みなさんに見てもらい、それについての意見を募集するためのものです。

みなさんの意見を参考にして、よりよい計画をつくりたいと考えていますので、ぜひ、意見を送ってください。

※ 大人のみなさまへ

計画づくりにあたって、たくさんのお子たちから意見をもらいたいと考え、このパンフレットを作成しました。ぜひ、お子様とご一緒にお読みください。

平成22年12月

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

市政等資料番号  
01-A01-10-1056

## 子どもの権利ってどんなことなの？

札幌市のきまり（子どもの権利条例）では、子どもの権利を、次の4つにまとめています。

- 1 安心して生きる権利（例：いじめや虐待を受けないこと）
- 2 自分らしく生きる権利（例：個性や他人との違いを認められること）
- 3 豊かに育つ権利（例：勉強したり、遊んだりすること）
- 4 参加する権利（例：自分に関係することに意見を言うこと）

また、大人は、将来のことも含め、子どもにとって最もよいことは何かを考えて、子どもの権利を大切にしていかなければならないと定めています。

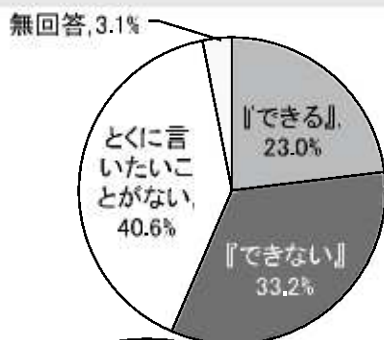
## どうして計画をつくるの？

このきまりをもとに、札幌を、子どもが生き生きと毎日を過ごし、いろいろなことを感じたり、考えたり、参加したりしながら成長していくことができるまちにしようと、計画をつくって取り組むことにしました。

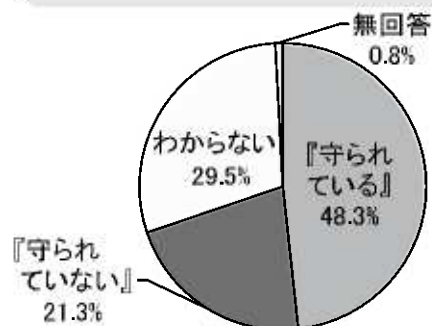
下のグラフを見てください。アンケートの結果では、きまりはできたけど、まだ子どもの権利が守られていないと思う人が多くいます。

<平成22年3月に大人・子ども各5千人に対して行ったアンケートの結果>

地域行事などについて、自分の考えや思いを言うことができるか？（子どもに対する質問）



札幌市では子どもの権利が守られているか？（子どもに対する質問）



身近な地域のことについて、まだまだ関心がない子どもが多いね。

子どもの権利が守られる社会をみんなでつくっていく必要がありそうね。

次のページから、今考えている計画の案が書かれています。  
この案をつくる時には、多くの子どもからも意見を聞いており、その意見もいくつか参考にのせています。  
みなさんも一緒に考えてみましょう！

# 子どもが意見を言ったり、参加したりできる機会を増やします！

## たとえば・・・

### 子ども運営委員会・子ども企画委員会をつくります



- 今は札幌にあるすべての児童会館とミニ児童会館では、利用する子どもたちが会館の利用のしかたなどについて話し合う「子ども運営委員会」があります。
- 計画では児童会館以外でも、子どもが多く利用する施設などでは、できるだけこの「子ども運営委員会」をつくったり、また、市役所が何か新しい仕事をはじめるときに、「子ども企画委員会」をつくったりするなど、みなさんの意見が反映されるようにします。

子どもの意見が反映されて利用しやすい施設になればいいね。



### 学校のきまりごとなどについての話し合いへの子どもの参加をすすめます

例えば学校のきまりごとのように、みんなの関心の高いことからについて話し合う際に、児童会や生徒会などを通して、子どもが話し合いに参加する機会を増やしていきます。



生徒会に参加している子どもの意見から

学校の決まりごとについて、先生や保護者と話し合いに参加すると、自分たちも話し合いに参加してつくったルールだから、「守ろう」という気持ちがあがった。

# 子どもの学びや体験の機会を増やします！

## たとえば・・・

### 職業体験の機会を増やします



みなさんが保護者の働いているところを見学したり、実際に大人の仕事を体験したりすることを通して、働くことの楽しさや大変さを学ぶ機会を増やしていきます。

ふだん知らない仕事のようすを見たり、体験したりすることで、将来のことをしっかり考えることができるんだね。



# 子どもが安心して過ごす「居場所」づくりをすすめます！

## たとえば・・・

学校以外の場所でもみなさんが安心して過ごせるようにします



○ みなさんが放課後の時間を楽しく、安心して過ごすことができるよう、児童会館で、さまざまな遊びや活動を行っていきます。

家の近くに児童会館がない地域には、学校の教室などを利用した「ミニ児童会館」をつくっていきます。

また、障がいのある子どもが児童会館・ミニ児童会館で、安心して過ごすことができるよう、職員の体制を充実します。

○ 学校以外の施設（フリースクールなど）に通っている子どもが、安心して過ごすことができるように、施設の人たちと話し合いなどをしていきます。

フリースクールなどの民間施設に通う子どもの意見から

フリースクールなどに通っていることで、自分たちとは違うという日で見られてつらい。

安心して通えて、仲間と一緒に過ごせる場があるといいね。



# 子どもが中心となって行う活動を応援します！

## たとえば・・・

子どもが中心となった活動や自然体験の機会を増やします

みなさんがふだん行っているボランティア活動や、スポーツ活動などをより充実して体験できるよう応援します。

また、今ある公園などで、みなさんがやりたいと思ったことをなるべくできるようにするため、子どもが「自分の責任で自由にあそぶ」という使い方ができるような方法を考えていきます。



友だちや大人と一緒に、いろいろな活動に挑戦してみたいわ。



工夫次第で、もっと楽しいことができるかもしれないね。



# いじめや虐待などの権利侵害から子どもを守ります！

## たとえば・・・

相談しやすい「子どもアシストセンター」を目指します



札幌市には、学校や家のこと、友だちのことなどで、困ったり悩んだりしたときに相談できる「子どもアシストセンター」があります。これをもっと利用しやすくして、みなさんの悩みなどを一緒に考えたり、解決したりするお手伝いをしていきます。

<子どもアシストセンターのカード>



一人で悩まないで、だれかに助けてって言うっていいのね。

児童虐待への対応を強化します

札幌にも、大人にたたかれて傷つけられる、食事を与えてもらえないなどの虐待を受けている子どもがいます。

この問題は「児童相談所」を中心に、警察や地域の人と協力して取り組んでいます。今よりさらに対応を充実できるような計画を考えています。

まわりの人に言いにくいときは、電話相談もあるんだね。



# 権利侵害がおこらないようにします！

## たとえば・・・

人権について学ぶ機会を増やします



人には、性別による違い、生まれた国や民族の違い、障がいの有無など、いろいろな違いがあります。そうした違いを理由にしたいじめや差別を受けることのないよう、さまざまな機会を利用して人権について学ぶことができるようにします。

「自分が相手の立場だったら」というように、他の人を大事に思う心をみんなが身につけられるようにしないとイケないわね。

外国籍の子どもの意見や障がいのある子どもへのアンケートから

- ・国籍による差別を受けていると感じる。日本の学校との交流会をしてほしい。(外国籍の子ども)
- ・障がいがあることで、まわりの人からじろじろ見られていやな気持ちになった。(障がいのある子ども)



# 子どもの権利についてもっと知ってもらおうようにします！

## たとえば・・・

### 子どもの権利の日の行事を充実します

札幌市では、毎年11月20日を「さっぽろ子どもの権利の日」と決めています。この日の行事を企画するときには、子どものみなさんからも意見を聞いたり、他の人と協力しながら行事を行い、子どもの権利について広めていきます。

ほかにも、いろいろな資料を使って、子どもの権利をPRします。

子どもからも  
いろんな  
アイデアが  
出されたんだね。

平成21年度の札幌市子ども議会の子ども議員の意見から

「子どもの権利」を子どもに広めていくには、アニメやマンガのDVDをつくるなど、親しみやすくするとよい。

# 子どもの権利について学ぶことができるよう応援します！

## たとえば・・・

### 子どもの権利についての「出前授業」をはじめます

子どもの権利を大切に  
していくためには、  
みんなが、子どもの権利  
について知らないわね。

市役所の担当者が小学校や中学校を訪問して、子どもの権利について、「出前授業」を行うなど、学校で子どもの権利について学びやすくします。

### 学校の先生に対する研修や、授業で使う資料を充実します

みなさんが子どもの権利について知ったり、学習したりするために、学校の先生が子どもの権利について、くわしく知って、みなさんに分かりやすく教えることができるよう、学校の先生に対して研修を行ったり、授業で使う資料を作成したりします。



みなさんの意見や感想を書いて送ってください。



今までのページを見てきて、どのように思いましたか。



書き方などは、裏表紙を見てね！

記入用紙 このパンフレットを読んだ意見を自由に書いてください。

しめい  
氏名：

がくねん  
学年

何についての意見なのか、何ページの何について、というように、できるだけ具体的に書いてね。

れい  
(例：2ページ・子ども運営委員会 について)

のりしろ  
キリトリ線

のりしろ

0608788

料金受取人郵便

札幌支店  
承認

1397

発行有効期間  
平成23年2月  
28日まで

●切手不要

札幌市中央区南一条東一丁目  
大通バスセンタービル1号館3階

札幌市 子ども未来局

子ども育成部 子どもの権利推進課 行



郵便マーク

◆書き方について

- 1 記入用紙に意見を書いて、用紙を切り取り、のりづけ後、札幌市子ども未来局子どもの権利推進課に提出してください。
- 2 提出方法は、郵便、ファックスのほか、電子メール、ホームページでも、受け付けています。また、直接、子ども未来局に持ってきてくださってもかまいません。なお、電話による受付は行っておりません。

- ※ 学校や施設等で意見用紙を取りまとめている場合は、学校や施設に提出してください。
- ※ 寄せられた意見に対して、個別の回答はいたしません。が、意見の要点をまとめ、それに対する札幌市の考え方とあわせて、ホームページなどで発表します。
- ※ 記入用紙に氏名や学年を書かなくてもかまいません。意見の要点を発表するとき、氏名は公表しません。が、学年は紹介する場合があります。
- ※ 記入用紙を直接子ども未来局にお持ちいただく場合、受付時間は平日の午前8時45分～午後5時15分までです。(12月29日～1月3日はお休みです。)
- ※ このパンフレット(小学生・中学生向け)のほかに、一般用(高校生・大人向け)の資料を、市役所、子ども未来局、区役所などで配布しています。

■お問い合わせ先

札幌市 子ども未来局  
 子ども育成部 子どもの権利推進課  
 電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943  
 Eメール：[kodomo.kenri@city.sapporo.jp](mailto:kodomo.kenri@city.sapporo.jp)  
 ホームページ：「子どもの権利ウェブ」  
<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri>

やま折り①

のりしろ

子どもの権利についての計画  
ご意見募集

札幌市では、札幌を、子どもが生き生きと毎日を過ごし、いろいろなることを感じたり、考えたり、参加したりしながら成長していくことができまことにしよう、計画をつくって取り組むことにしました。

このパンフレットは、今考えている内容について、みなさんの意見を募集するためのもので、

みなさんの意見を参考にして、よりよい計画をつくりたいと考えていますので、ぜひ、意見を送ってください。

■提出期限と提出方法

平成23年(2011年)1月26日(水)必着で、郵送・持参・FAX・電子メールなどにより出してください。

※郵送の場合

- ①このページを切り取り、ご意見記入。
- ②折り線のとおり折る。
- ③のり付けし、ポストに投函。  
(切手はいりません)

のりしろ

のりしろ

のりしろ